

平成 24 年 5 月 1 日

社会福祉法人えのき会 一般事業主行動計画(第 2 回)

職員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての職員が働きやすい環境を作ることによって、その能力を十分に発揮できるようにするため、次のように、行動計画を策定する。

1. 計画期間

平成 24 年 5 月 1 日～平成 27 年 4 月 30 日までの 3 年間

2. 内容

子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立を支援するための雇用環境の整備

目標1：子どもが生まれる際の父親の休暇の取得の促進

申出により、出産日前後の 10 日間に特別休暇を付与する。
うち、3 日間は有休とし、時間単位、半日単位での取得可能とする。

＜対策＞

●平成 24 年 5 月～ 月例会議・職員会議などで、職員に周知する